

令和4年 No.37

○国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部を改正する細則の制定

改正理由

平成27年に行った国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第50号）の一部改正に伴う字句修正のため、所要の改正を行うものである。

○学長選考期間中における学長選考会議委員の行動規範についての一部を改正する申合せの制定

改正理由

会議の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成27年に行った国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第50号）の一部改正に伴う字句修正及び会議の名称変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、関係審議機関には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和4年6月6日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年細則第7号

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則（平成19年細則第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

学長選考期間中における学長選考会議委員の行動規範についての一部を改正する申合せを次のように制定する。

令和4年6月6日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

学長選考期間中における学長選考会議委員の行動規範についての一部を改正する申合せ

学長選考期間中における学長選考会議委員の行動規範について（平成27年11月20日学長選考会議申合せ）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部改正について

改正理由：平成27年に行った国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第50号）の一部改正に伴う字句修正のため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（選考会議委員の交代）</p> <p>第4条 選考会議委員のうち、前条の規定により、学長候補者として推薦された者又は選考会議が学長候補者と認めた者は、国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議規程（平成16年規程第34号。以下「選考会議規程」という。）第2条第2号に規定する学長の選考に関する審議に加わることができない。</p> <p>2 前項の場合、学長選考等規程第5条第1項第6号に規定する学長最終候補者の選考が終了するまでの間、委員の交代を行うものとする。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和4年6月6日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（選考会議委員の交代）</p> <p>第4条 選考会議委員のうち、前条の規定により、学長候補者として推薦された者又は選考会議が学長候補者と認めた者は、国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議規程（平成16年規程第34号。以下「選考会議規程」という。）第2条第2号に規定する学長の選考に関する審議に加わることができない。</p> <p>2 前項の場合、学長選考等規程第5条第1項第4号に規定する学長最終候補者の選考が終了するまでの間、委員の交代を行うものとする。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

学長選考期間中における学長選考会議委員の行動規範についての一部改正について

改正理由：会議の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>学長選考期間中における<u>学長選考・監察会議委員</u>の行動規範について</p> <p>国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）<u>学長選考・監察会議委員</u>は、本学学長の選考を行う極めて重要な事項を審議する立場であることから、本学学長選考期間中において、本学学長選考等規程（以下「規程」という。）第6条に規定する意向投票有資格者に対し、規程第7条に規定する意向投票に影響を及ぼすような行動は慎まなければならない。</p> <p><u>附 則</u> <u>この申合せは、令和4年6月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>学長選考期間中における<u>学長選考会議委員</u>の行動規範について</p> <p>国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）<u>学長選考会議委員</u>は、本学学長の選考を行う極めて重要な事項を審議する立場であることから、本学学長選考期間中において、本学学長選考等規程（以下「規程」という。）第6条に規定する意向投票有資格者に対し、規程第7条に規定する意向投票に影響を及ぼすような行動は慎まなければならない。</p>